

福井県農業協同組合

(令和 6 年 2 月 1 3 日現在適用中)

1. 商品名	・ J A カードローン
2. ご融資対象者	・ 当 J A の組合員で個人の方。 ※当 J A の組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員となることができます。 ・ ご契約時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満の方。 ※ただし、契約金額が 50 万円以内の場合は 70 歳未満の方。 ・ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方。 ※農業者以外の方の場合は、前年度税込年収が 200 万円以上の方となります。 ※農業者以外の自営業の方は、ご契約いただけません。 ・ 営農または勤続年数が 1 年以上の方。 ※申込極度額が 100 万円超 300 万円以内の場合は、営農または勤続年数が 3 年以上の方。 ・ 自己住宅（ご家族名義を含む）または借家等生活の本拠が定まっている方。 ・ J A（他 J A を含む）との間でカードローン取引を行っていない方。 ・ その他、当 J A が定める条件を満たす方。
3. 資金使途	・ 組合員の方が生活に必要とする一切の資金にご利用いただけます。
4. ご融資期間	・ ご契約日から 1 年後の応当日の属する月の 5 日（休業日の場合は翌営業日）までとします。 ※ご契約の方から解約の意思表示がなく、当 J A が所定の審査を行った結果、契約更新に支障がないと判断した場合は、更に 1 年間延長するものとし、以後も同様の取扱いとなります。
5. ご融資金額 （極度額）	・ 正組合員で前年度税込年収が 150 万円以上の方。 ※農業者以外の方の場合は、前年度税込年収が 200 万円以上の方。 100 万円以内（10 万円単位）の極度額申込みが可能です。 ・ 組合員で前年度税込年収 300 万円以上の方。 100 万円超 300 万円以内（10 万円単位）の極度額申込みが可能です。
6. ご融資利率	・ 当 J A 所定の利率
7. 金利情報の 入手方法	・ 現在のご融資利率につきましては、当 J A 窓口までお問い合わせください。
8. 利息計算方法	・ 毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算。
9. ご利用方法	・ J A カードローンは、ご利用極度額の範囲内で、全国の J A および提携金融機関の A T M（現金自動預入支払機）でご利用いただけます。 ※1 日の払出累計額は、50 万円以内（個別申請により 100 万円まで拡大可能）とする制限があります。 ※ご利用回数に制限はありません。
10. ご返済方法	・ 約定返済 毎月 5 日（休業日の場合は翌営業日）に、前月 5 日（休業日の場合は翌営業日）現在のお借入残高に応じて指定貯金口座から自動引落しいたします。 【約定返済額参考】

	前月 5 日現在のお借入残高	当月の約定返済額
	1 万円未満の場合	前月 5 日現在のお借入残高
	1 万円以上 5 0 万円以下の場合	1 万円
	5 0 万円超 1 0 0 万円以下の場合	2 万円
	1 0 0 万円超 1 5 0 万円以下の場合	3 万円
	1 5 0 万円超 2 0 0 万円以下の場合	4 万円
	2 0 0 万円超 2 5 0 万円以下の場合	5 万円
	2 5 0 万円超 3 0 0 万円以下の場合	6 万円
	3 0 0 万円超の場合	7 万円
※約定返済日前日におけるお借入残高が上記返済金額に満たない場合には、約定返済日前日現在におけるお借入残高の金額とします。		
・ 任意返済 県内 J A の A T M（現金自動預入支払機）および当 J A 窓口に申し込むことにより随時に任意の金額をご返済いただけます。 ※随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。		
11. 担 保	・ 担保は必要ありません。	
12. 保 証	・ 福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。	
13. 保証料	・ 福井県農業信用基金協会の所定の日、に、所定の保証料（年 1 . 8 0 %）をお支払いいただきます。	
14. 手数料	・ A T M ・ C D をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。 ・ 電子契約の場合は、2 2 , 0 0 0 円の電子契約サービス手数料（消費税含む）が必要です。	
15. 利息・保証料の徴収	・ 貸越金の利息および保証料は、毎月 5 日（休業日の場合は翌営業日）に、当 J A（福井県農業信用基金協会を含む）所定の利率・方法により計算し、お借入元金に組み入れいたします。	
16. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店、出張所または金融部融資課（電話：0 7 7 6－5 0－7 6 2 1）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部融資課または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：0 7 7 6－2 3－5 2 5 5） 京都弁護士会（電話：0 7 5－2 3 1－2 3 7 8） 愛知県弁護士会（電話：0 5 2－2 0 3－1 7 7 7）	

17. その他参考となる事項	・お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
----------------	---